

家庭の金属資源回収デー

回収日 10月5日(日) ※雨天中止

回収時間	場所
8:00~9:00	市役所裏職員駐車場
9:30~10:30	緑町町内会館横
11:00~12:00	うまいっしょ工房横 (機関車前)
13:00~14:00	上渚滑支所前庭
14:30~15:30	元紋別福祉センター駐車場

※指定場所まで搬入し、担当者に引き渡してください。

回収品目

- ・金属類、鉄鍋、釜等台所製
- 品、ストーブ、電子レンジ、
- 自転車等鉄類
- ・布類、綿50%、100%のシャツ、
- ・シート、タオル等(厚地の物は除く)
- ※空き缶の回収はしませんので、資源ごみ収集日に出してください。
- ・パイプベットの付属の木や
- ・プラスチック類、マットを取り除いてください。
- ・ポット、電気炊飯器、掃除機等
- ・プラスチック部分の多いものは回収できません。
- ・農機具、家屋解体等のトタ
- ンは回収できません。(古物商

にお渡しください
廃食用油の回収

使用済み、賞味期限切れの食用油等を次の場所で回収しています。

場所 市役所、上渚滑支所、渚滑高齢者ふれあいセンター、まちなか休憩室、消費者センター、社会福祉協議会、緑高齢者ふれあいセンター、落石ポーツセンター、健康ブルー

環境生活課廃棄物対策係
☎内線 278番

リサイクルバンク

9月10日現在

譲ってください

- ・ラミネーター (A3対応)
- ・パークゴルフ用クラブ (4本)
- ・自転車 (オートライト)
- ・一輪車 (18インチ)
- ・婦人用自転車 (切換式)
- ・男の子用スキーセット一式 (カービング・靴21cm程度)
- ・エアポット
- ・VHSビデオデッキ
- ・CDラジカセ
- 譲ります
- ・スチール製本棚
- ・ベビーカー (バギータイプ)
- ・ベビーカー (A型)

交通安全メモ

環境生活課交通安全係 ☎内線243番

◎10月運転免許証更新時講習日程

区分	日	程	場所
優良	7日(火)	10:00~10:30	16日(木) 13:30~14:00
	27日(月)	13:30~14:00	
一般	7日(火)	11:00~12:00	17日(金) 13:30~14:30
違反	16日(木)	14:30~16:30	27日(月) 14:30~16:30
初回	17日(金)	15:00~17:00	

市民会館



秋の輸送繁忙期の交通安全運動

10月15日(水)~24日(金)

重点目標

- ・過労、過積載、過密な運転の防止
- ・スピードの出し過ぎなど無謀運転の防止
- ・シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトの正しい着用方法

- ・腰骨・鎖骨・胸骨の3点を正しく押さえないと被害軽減の効果は半減します。
- ・シートの背は倒さず、深く腰掛ける。
- ・肩のベルトは首にかからないようにして胸の中央部にあてる。
- ・腰のベルトは骨盤を巻くように締める。
- ・バックルをカチッと音がするまで押し込んで止める。
- ・ベルトにねじれや緩みがないようにする。

交通遺児作文コンテスト

中学生・高校生の交通遺児奨学生、交通遺児奨学生の保護者・交通遺児奨学生であった方を対象とした作文コンテストを行います。申込みは11月30日(日)までです。詳細は社団法人北海道交通安全推進委員会 (☎011(221)6666番)、又は市役所交通安全係まで問い合わせください。

消費者センター情報

悪質商法にだまされないうためにマルチ商法、ネットワークビジネスなど「簡単にもうかる」等のうまい話に用心!!

「商品を販売することで簡単にもうかる」と業者や友人、知人に誘われ、商品を購入して会員になり、自分も商品の買い手(会員)を探し、自分の系列に会員を増やしていくことにより、利益が得られるというものです。

しかし、勧誘時のもうけ話

と違い、思うように売れず多額の借金と商品の在庫を抱えることになります。

また、人間関係を壊し自分が加害者となる危険もあります。

取扱い商品 化粧品、浄水器、健康食品、健康器具など

予防 誘われてももうけ話しに乘らずにキッパリ断りましょう

※契約、又は商品を受け取った日から20日間以内であればクーリング・オフできます。

また、加入後1年以内に退会する場合、未使用商品は一

定の解約料を払うと商品受取後90日以内であれば引き取ってもらえます。

●消費者センター

☎(24)7779番

受付時間 10時～11時45分
13時～16時30分

家族介護慰勞事業の紹介

在宅において要介護高齢者を介護している家族に対し、経済的負担の軽減と、在宅高齢者の福祉向上を目的に慰勞金を支給します。

対象 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護4又は5の判定を受けた市民税非課税世帯に属する在宅高齢者等を現に介護している家族で、原則、要介護認定を受けた日から起算して1年以上介護保険サービス(年間1週間以内のショートステイ利用を除く)を受けずに介護を行っている家族

※在宅高齢者が長期入院(3ヶ月以上)した場合は、対象期間から除算します。ただし、長期入院をした場合であっても、その前後の期間を合算して1年以上サービスを受けなかった期間がある場合は対象

となります。

支給金額 10万円(年額)

●高齢者福祉課高齢者福祉係

☎内線273番

地域密着型介護サービス開設予定事業者への説明会を開催します

市では、平成21年度中に介護保険法に基づく次の地域密着型介護サービス事業の開設を予定している事業者(法人)に対して、指定を受けるための申請方法等について次のとおり説明会を開催します。

なお、出席する場合は、10月10日(金)までに連絡してください。

日時 10月15日(水)13時30分

場所 市役所2階消防会議室

対象事業

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

圏域 日常生活圏域は市内全域ですが、設置場所については、既存の介護サービス事業所、同一事業所との地域パ

ランス等を考慮しますので、承知の上、説明会に参加ください。

●高齢者福祉課介護保険管理係

☎内線462番

秋の火災予防運動



標語

『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』

10月15日から31日までの17日間、全道一斉に秋の火災予防運動を実施します。

これからは、空気が乾燥し暖房機器を使用する機会も多く火災の多い時期ですので、火の取扱いには十分注意してください。

運動期間中は、21時に20秒間、市内・元紋別・渚滑・上渚滑・小向・沼の上でサイレンを鳴らしますので火災と間違えないよう注意ください。

住宅用火災警報器を設置しましょう!!

Q 家のどこにつければいいの?

A 警報器は家族の寝室に設置します。寝室が2階以上にある場合には階段にも設置が必要です。



【住宅100軒あたりの火災による死者数】

- ・住宅用火災警報器等無し 7.6人
- ・住宅用火災警報器等有り 2.9人

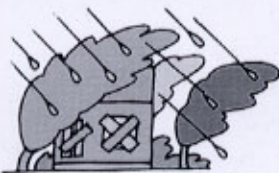
※紋別消防後援会から寄贈された火災や防災に関するビデオテープを広く市民、事業所及び学校等に貸出をしていますので、気軽に申込みください。

●消防署予防課予防係 ☎(23)0119番

みんなの防災 Vol.12 水害に備えて!!

●庶務課庶務係 ☎内線207・401番

夏以降、全国各地でゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨の被害が頻発しています。ゲリラ豪雨とは、急に黒雲(積乱雲)が広がりはじめ、局地的にバケツをひっくり返したような大雨が降ることをいいます。また、台風などと異なり予測が困難で、急に大量の雨が降り、川や排水路が溢れ出すなどの被害が起こりやすくなります。



紋別市の過去の災害例を見ますと、秋は大雨の被害が多い時期となっていますので、被害を最小限にするためには、日ごろからの備えと心構えが大切です。

- ・住んでいる地域が浸水しやすい場所かどうか確認し、大雨や長く降り続く雨の際には十分注意しましょう。
- ・テレビ、ラジオ、インターネットなどで気象情報を確認しましょう。また、防災関係機関の広報や指示におきましよう。
- ・あらかじめ避難場所や避難する道順を確認しておきましよう。
- ・非常持ち出し袋(食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、貴重品、医薬品等)を準備しておきましよう。
- ・水に濡れると困るもの(電化製品、貴重品等)は、日頃から高いところに置くように心がけましよう。曇は、水がせまってきたら、高いところに移動させましよう。